

中国林業産業政策要点

林業産業の発展を推進するため、国家林業局、国家発展改革委員会、財政部、商務部、国家税務総局、中国銀行監督管理委員会、中国証券監督管理委員会が共同で「中国林業産業政策要点」を策定。中国緑色時報が9月3日に伝えた。

中国林業産業政策要点（仮訳）

前言

1. 林業産業は第一、第二、第三産業から構成され、基礎性、多様性、生態性、戦略性を有する産業である。改革開放の実施以来、わが国の林業産業が迅速に発展を遂げ、農家の増収および経済社会の発展に大きく寄与してきた。しかし、林業産業には、基礎の薄弱さ、規模の小ささ、構造の不合理性、素質の低さ、市場の未成熟性などの問題が顕在化され、林業の物質的、生態的および文化的な製品が、国民経済ならびに社会の発展の需要に満たされていない。林業産業の加速化と規範化、発展の潜在力の有効利用、現代林業の発展、生態建設の推進、農家収入の増加、新農村建設および調和の取れた「和諧社会」の構築を図るため、国家の産業発展ならびに産業構造調整に対するマクロ的な要求に従い、本政策要点を制定する。

2. 人と自然が調和した関係の形成を促進するためには、林業産業を速く発展させることが必要である。わが国の経済社会の急速発展に伴い、資源と生態環境の制約を顕在化しつつ、循環型経済の発展、つまり再生不可能な資源を、再生可能な資源で代替することはすでに重大な戦略方針となっている。林業産業は最も大きな循環型経済システムであり、森林資源の持続可能性ならびに林産物の可分解性は、経済社会発展へも利用可能な明るい将来を示している。林業産

業の発展を加速させることは、科学発展観¹の徹底、資源節約型、環境友好型社会の構築、バランスのとれた人と自然の関係の促進にとって非常に重要な意義がある。

3. 林業産業の急速な発展は、国家木材安全の維持の根本である。森林は国の重要な戦略資源であり、4大原材料²のひとつである。わが国の木材と林産物の需要が急激に増加し、現在年間木材輸入量は原木換算ペースで1億 m³強、輸入額は200億 USD 超にのぼる。世界各国の経験からわかるように、木材と林産物に対する需要が経済の成長に伴い拡大する。しかし同時に、地球全体の生態安全の保障、温暖化への対応として森林資源の保護を強く求めている。森林資源の希少性と経済成長による木材需要の増大との矛盾は日増しに先鋭化している。林業産業の発展が加速する一方、自国の木材と林産物のタイトな供給問題を解決していくことは、わが国の経済成長の切迫な要求となっている。

4. 林業産業の急速な発展は農家の就業、増収に寄与する対策でもある。わが国には、現在林地 42 億ム³、砂地 8 億ム³、湿地 6 億ム³があり、木本植物 8,000 種、陸生野生動物 2,400 種、野生植物 30,000 種が分布するため、林業産業の発展にとって潜在力は大きい。林業産業の産業チェーンが長く、働き口の創出が多い。これにより、農家に最も適応する就業機会を与え、林地、砂地、湿地、物種、労働力資源の大きな潜在力を十分に発揮できる。そして、農家の増収、「三農」難題の解決、社会主義新農村の建設において非常に重大な役目を果たす。

5. 林業産業の急速な発展は、現代林業の建設を全面的に推進する主な内容である。林業は生態機能、経済機能、社会機能を有する産業である。現代林業とは、持続発展可能な林業であり、現代技術を用いて林業の多面的機能を開発し、経済社会の発展ならびに人々の多様な需要を満たせる林業である。林業産業の加速的な発展によって、林業の経済機能を十分に発揮し、完全な生態体系および繁栄の生態文化体系の構築に重要な保障を与える。さらに、巨大な公益機能を発揮することのみならず、巨大な物質財産を創出することも可能である。

¹ 胡錦涛政権の新しい指導思想。経済成長のみを追求せず、科学的な観点から、GDP の数字に反映されない部分、つまり、人を主体とした立場（以人為本）から、都市と農村の発展の全般的配慮、区域発展の全般的配慮、経済と社会の発展の全般的配慮、人と自然の調和のとれた発展の全般的配慮、国内の発展と対外開放の要求の全般的配慮という「5つの全般的配慮」を堅持した社会全体の持続的な均衡発展を目指すという考え方。

² 鋼鉄、セメント、木材、プラスチック

³ 中国では、土地面積の計量単位として「ム³」という単位を常用している。1ha=15 ム³。

一、目標と原則

6. 政策目標：科学発展観を徹底し、生態建設を主とする林業発展戦略を実施する。市場による資源の配置および国のマクロコントロールを発揮し、現代林業産業体系を段階的に建設する。林業の多面的機能を十分に発揮し、林産物の供給能力を大幅に向上させ、林産物ならびにサービスに対する経済社会の発展の多様な需要を最大限に満たせる。

7. 原則：

マクロ的な引導を堅持。産業政策と産業発展規画に基づき、経済、法律、行政などの手段で、林産物等の需要と供給、消費構造と製品構造の矛盾を段階的に解決する。

生態優先を堅持。循環型経済の発展を推奨し、資源の総合利用レベルを高め、資源の消耗を抑え、環境汚染を減らす。資源節約型、環境友好型の発展を促進する。

適所適法を堅持。産業配置規画の統一性を堅持すると同時に、各区域の比較優位を発揮し、資源の合理的な有効配置を図る。

投資の多様化を堅持。多数ルートで資金を集め、部門、区域、所有制による制限を壊し非公有制林業の発展を強力に促す。

科学教育による林業の振興を堅持。自主刷新を推奨し、産業技術の進歩を推進し、林業産業の技術水準ならびに全体素質を高める。

対外開放を堅持。国内外の資源と市場を活用し、国際競争に勝てる経営水準の向上に努める。

二、林業産業発展の重点と領域

8. 林業産業構造の改善を促進する鍵となる技術、装備、製品ならびに林業産業の発展に重点を置く。

林木種質資源保護地、保護区の建設、林木種質資源の収集、保存、鑑定、開発、利用；林木遺伝資源の保護；林木良種の選択育種、林木良種基地の建設。

早生木用材林基地の建設。国家許可の「重点地区速生多収穫用材林基地建設工程規画」に基づき、早生木用材林基地を加速に建設する。国有、グループ、民間の組織ならびに個人による早生木用材林基地の建設を支持し、その工程規画以外に、一定規模のある工業原料林基地の建設を奨励する。森林の生育を奨励し、森林品質を向上する。

貴重用材樹種、希少樹種の生育。先進技術の採用や管理水準の向上により、

大径の貴重材林および希少樹種の造成。

「名、特、優、新」⁴経済林⁵基地の建設。木本の糧食、殻果を重点とし、新鮮な果物の品種構造の調整および品質向上を目指し、経済林の発展を数量重視型から品質、利益、ブランド重視型に転換させる。野生経済林（灌木）樹種の保護、改良および開発利用を重視し、さらに科学研究機関、大学、企業による取り組みを推奨する。

果物の保存輸送、鮮度維持、等級選別、包装、高付加価値の加工、総合利用の技術ならびに現代物流配送産業の発展。現代技術、手段の利用を推奨し、果物、木本食用油、調味料、香料、薬用材など資源の開発を推進する。

花卉と林木種苗産業。野生花卉、林木種質資源を合理的に利用し、市場競争力のある新品種を生育する。基地型生産を発展させ、品質や生産力水準を高める。切花、高級盆花、食用花卉、観賞用植物、緑化用種苗を重点に発展させる。

エネルギー林の造成と産業化。わが国の在来型エネルギー樹種の生育と開発に力を入れるとともに、海外からの優良なエネルギー樹種の導入に積極的に取り組み、早生、多収穫、高カロリー、油含有の高いエネルギー林のモデル基地を建設する。バイオディーゼル、木質ペレット、バイオ発電とバイオ熱、燃焼用エタノールなどバイオエネルギーの開発利用技術の発展に積極的に働きかけ、バイオエネルギーの開発利用に従事する企業を助成し、バイオエネルギーの産業化レベルを高める。

生物農薬と植物成長調整剤の生産技術と産業化。わが国の南北の人工林と林分経営管理目標に基づき、専用の生物肥料を開発する。マツノマダラカミキリ（songcaixianchongb）、マツケムシ（*Dendrolimus punctatus* Walker）、マツ枯れなど防除用生物農薬を重点に開発し、遺伝子組換え技術により生物農薬の品質と生産量を向上する。効果の高い植物成長調整剤を開発し、林業生産のグリーン、有機性、無公害目標を漸次的に実現する。

製薬技術の開発と産業化。野生薬用材資源を保護し、薬用材生産基地の発展を推奨する。植物性新薬などの開発を強化し、紫杉醇（Taxol）、アーテミスニン（Artemisinin、チンハオス、青蒿素）、カンプトテシン（Camptothecin）、アザジラクチン（Azadirachtin）、セッコク（dendrobine）、イチョウ葉エキス（EGB）などの規模生産を推進する。

竹、ラタン基地の建設と竹・ラタン新製品の生産技術の研究開発。竹パルプ製紙、竹フローリング、竹装飾材、竹集成材、竹家具、包装箱、コンクリート型枠用パネル、竹・木材複合材料、竹炭、竹酢など製品の開発と生産を発展

⁴ 「名、特、優、新」：著名、特産、優良、新型の略称。

⁵ 経済林：中国では、果樹、食用油、調味料、飲食料、薬用材を生産することを主たる経営目標とする森林を経済林と呼ぶ。

させる。タケノコ製品等の開発利用を行う。

生態観光業。生態機能を守る条件の下、森林公園、湿地公園、自然保護区および猟場を主とする生態観光産業を法律に則って発展させる。風景林の造成と更新を強化し、景観の質などを高め、特色ある生態観光ブランドに育てる。各地の自然、人文、社会、経済諸条件を十分に利用し、第一産業の拡大と発展を図る。

野生動植物の馴養、繁殖利用。希有野生動植物の厳格保護、関連法規と国際公約の厳格な履行の前提で、野生動植物遺伝子資源の保護、繁殖ならびに基地建設を推奨し、野生資源の利用から人工資源の利用への転換を推進する。規範的な馴養、繁殖、利用管理制度および厳格な市場管理制度を整備し、経済的に利用度の高い物種に対し、資源評価、競売および制限制度を設ける。野生動植物繁殖利用モデル産業を助成する。

紙パルプ産業。国務院批准の「製紙工業の原料林基地の加速的な建設に関する若干意見」ならびに製紙産業発展の関連政策に基づき、林紙一体化建設を促進し、「全国林紙一体化プロジェクト建設“十五”」ならびに2010年特別規画の実施を引き続き推進し、紙パルプ産業が林業を養い、林業が紙パルプ産業を促進させるという新たな産業化の仕組みを構築する。市販木材プロジェクトの発展を推奨し、国内市場からの木材原料の供給に依存するパルプ製造プロジェクトでは製紙林基地の建設を同時に計画、または製紙原料林基地建設プロジェクトを先行して審査許可しなければならない。許可なく林紙一体化プロジェクトの名目で製紙林基地の勝手な建設や、土地を？積（借上げだめ）してはいけない。海外の木材原料の供給で賄うパルプ製造プロジェクトは、約束どおり海外からの原材料調達を厳格に履行しなければならない。林業試験場、林業企業と国内の紙パルプ企業との製紙原料林基地の共同建設を推奨する。

木質パネル。ブランド商品、リーディングカンパニーを中核に、木質パネル中核企業の生産規模を拡大するとともに、小企業の統廃合を促進し、いくつかの大型木質パネル企業を漸次に育成する。主要パネル企業による自社用原料林基地の建設を推奨し、「林板一体化」⁶の発展を推進する。

林産化学製品の高度加工。ロジン、テレピン油などの輸出向け伝統製品の安定生産を計るとともに、それらを原料とする香料、薬品、五倍子タンニン、シェラックなどの付加価値の高い林産化学品の生産に力を入れる。新工芸、新技術を採用した木材の水分解、熱分解の製品レベルを高める。主要林産化学企業による自社用原料林基地の建設を推奨し、「林化一体化」⁷の発展を推進する。

⁶ 国家林業局が木質パネル産業に対し原料林の造成からパネル生産までの一貫性の実現を目標とする政策である。

⁷ 国家林業局が林産化学産業に対し原料林の造成から製品生産までの一貫性の実現を目標

木材機能の改良、木質複合材料、非木質林産物の開発と総合的利用。人工木材の改良技術を改善し、木材の硬さ、強さ、密度、環境保護、耐久性、阻燃性を向上する。

等外材、小径木、薪材、砂地灌木、三剩物（伐採剩余物、造材剩余物、加工剩余物）の総合的利用ならびに廃棄木質材料、使い捨て木製品のリサイクル。「木材節約と代替利用の加速的な推進に関する国家発展改革委員会の意見についての通知」（国務院弁公庁）の規定を厳格に執行する。

林産物の高度加工と資源の総合的利用に資する設備の製造。設備の自主的革新と集成型創出、海外のコア技術と設備の導入を推奨する。生産能力検査測定、自動コントロール化水準の向上を重点に、設備装備のレベルを高める。

森林資源の開発利用に関する国際協力。企業の海外への工場設立、森林資源の開発を支持する。外国資本を合理的に利用し、「外商投資産業指導目録」推奨類、「中西部地区外商投資優勢産業目録」にリストアップされた林業分野への外国資本の投入を推奨する。

林業重点生態プロジェクトモデル区および関係プロジェクトの建設。

山間地の基礎施設と林業の総合的開発。山間地の優勢資源を総合的に開発、利用し、特色のある栽培業、養殖業、加工業を発展させ、低品質林分の改造や山間地の強みを生かせる産業化を促進する。

9. 優良林木を原料とする使い捨て木材製品、木製包装物の製造と使用ならびに歩留まりの低い木・竹加工を制限する。年間5万 m³以下の高中密度繊維板生産ライン、年間3万 m³以下の木質パーティクルボード生産ライン、年間1,000トンロジン生産ラインの新設を制限する。

10. 国の産業構造調整指導目録および関係政策、法規に基づき、遅れている工芸、技術、装備および製品を淘汰する。国の環境保護標準に到達しない小型木質パネル企業、伝統方法を用いたロジン生産企業、湿式抄造法で作られた繊維板などの林産物の淘汰を加速する。環境が耐えられない観光や薬用材など林産物の採取を厳禁する。貧水の厳しい地区における灌漑型製紙林基地の建設を厳禁する。天然林、特に熱帯雨林、季雨林を伐採する大規模な工業原料林基地の造成を禁止する。

三、区域発展政策

11. 東南沿海地区、南方用材林区、黄淮海平原地区等を主とする用材林産業ゾーン、華北平原、西北、東南沿海地区を主とする重点果物特産林産業ゾーン、南

とする政策である。

- 方・西南地区の竹資源集中分布区における竹産業ゾーンを段階的に構築する。
12. 東南沿海および西南地区を重点とし、中大都市向けの花弁産業を発展させる。
 13. 各地区における特色のある生態観光産業を促進する。
 14. 華北平原、東南沿海地区、南方用材林区、東北林区における林産物の高度加工産業の発展を促進する。
 15. 輸入原材料を用い、国内外市場向けの林産物加工産業を構築する。
 16. 天然林資源の保護、退耕還林と京津風砂源対策など生態プロジェクトならびに国有林業試験場の発展を重点に支援する。木本糧食、油、薬用材、森林食品など森林栽培業、森林養殖業、森林採取業の発展に力を入れる。
 17. 東北、内モンゴルの国有林区にある森林工業基地の調整、改造を積極的に支援する。国の東北伝統工業基地振興戦略の実施に合わせ、林区の産業配置と産業構造を調整し、木材伐採業をさらに縮小し、早生多収穫用材林、特に貴重樹種、大径木の用材林の造成を推奨する。木質パネル、家具、木製品生産企業の統廃合を加速化し、大規模、低消耗、高利益、市場競争力あるリーディングカンパニーを支援する。地理的優勢を利用し林産物加工基地と対外貿易を発展させる。
 18. 適所適法で沙産業を発展する。生態改良に合わせ、植生回復、環境改善の条件下、沙地区の生物資源を利用した特色ある生態産業を発展させる。
 19. 各地のバイオエネルギーの推進に合わせ、バイオエネルギー林生産基地を設立し、産業化とスケール化に向けて進める。

四、組織的政策

20. 助成、改造、統合などにより、市場競争力があり、産業への寄与が大きい中大手のリーディングカンパニーを育成、支援する。林業関係のリーディングカンパニーのリストを定期的に発表し、林業産業のスケール化経営水準を高め、中小企業の発展を牽引し、大、中、小企業の協調的な発展と、秩序のある競争という仕組みを構築する。

21. 市場の需要を基に、会社株の売却、譲渡などにより資本、技術を通じた統合を推奨し、所有権構造の調整と優良化を漸次的に進める。
22. 市場と政策を通して、国際競争力のある大型企業グループを育成する。労働力密集型中小企業の発展を促進する。
23. 著名企業とブランド製品を育成し、特に原産地のあるブランド製品およびその製造企業に対し、さらなる保護と宣伝を行う。
24. 競争の推進、独占の反対、地方保護政策の排除により、林産物取引市場の発展を促進し、公平な競争、秩序のある競争を持つ林産物とサービス市場体系を構築する。
25. 林業関係の組合を結成し、市場への林家の参入のための組織化を高める。現有の林業関係協会の統合を進め、区域的、全国的林業産業の業界協会を設立し、政府、企業、農（林）家との架け橋の役割を果たす。わが国の農村部の生産力水準に適した多様な林業組合の発展を支持し、農村の林業経営体制を刷新する。
26. 非公有制林業の発展に力を入れ、その発展を制限する制度上の障害を排除する。非公有制林業に対し、資源の利用、資金と貸し出しの支援、税費の負担などを公有制林業と同一視する。企業の所有権に拘らず、林業産業への企業の投資あるいは参与を推奨する。海外の先進的な林業技術と管理経験を導入し、わが国の林業産業の技術と管理の水準を高め、林業産業の質を向上する。
27. 林業所有権制度の改革を深め、現代林業所有権制度を漸次的に構築する。
28. 専門化、協力の原則に基づき、国有森林工業企業の改革、改造、再編を加速化する。
29. 行政区域に関係なく、自己意思、互恵の原則に基づき連合、合併、株式化など方式で地区に跨る林業産業企業の創立を推奨し、スケールメリットを図るために所有権の混合型経済を発展する。

五、技術的政策

30. 産業化、国際化に従い、市場に基づき、企業を主体とする産学研連合の技術創出体系の構築を加速する。ブランド戦略、標準戦略、知財権戦略の実施に力

を入れ、製品構造、企業構造、産業配置を調整し、林業産業の全体技術レベルと総合的な競争力を高める。

31. 林業産業を牽引する生物技術、新材料技術、ITの研究開発と普及を重視し、その産業化を推進する。

32. 林業標準体系を完備し、植物新品種の保護を強化する。有力な措置をとって国際市場によるわが国の林産物輸出の技術的な制限措置に対応する。

33. 林産物品質検査監督体系を構築、健全化し、林産物品質安全検査を強化する。林産物品質監督制度を施行し、木質パネル、竹・ラタン、林木種苗、花卉、森林食品など林産物、特に人々の健康と生命安全に関わる林産物および非木質林産物に対する監督を強化し、林産物の品質安全を確保する。

34. 林業企業の ISO9000 品質体系、ISO14000 環境品質などの認証取得を促進する。森林認証体系と林産物認証体系の構築を積極的に推進する。

35. クリーン生産、土地、水、エネルギー、材料節約技術の採用を推奨し、先進的な汚染処理技術と装備を積極的に発展させる。

36. 企業による製紙林基地の建設が、国家の林業分類経営、早生多収穫林建設規画、全国林紙一体化特別規画に定められた要求ならびに土地、生態、水土保持、環境保護など関係規定と合致しなければならない。

六、支援政策

37. これまで発布された林業関係税費減免優遇政策を厳格に執行する。林業産業が国の規定に基づき税収優遇政策を享受する。国の関係税法規の規定に従い、農林業務に従事する企業に対し所得税の減免を施行する。財政部、国家税務総局「三剩物と等外材、小径木、薪材を原料とする生産加工された製品の増値税の即徴収即還付についての通知」(財税(2006)102号)に基づき、2008年末まで三剩物と等外材、小径木、薪材を原料とする生産加工された製品に対し増値税の即徴収即還付を施行する。財政部、国家税務総局「“十一五”計画期における輸入種苗等の税収問題についての通知」(財関税(2006)3号)に基づき、輸入の種苗等に対し増値税の免税を施行する。天然林資源保護プロジェクトを実施する企業と機関に対し、2010年12月31日まで財政部、国家税務総局「天然林資源保護プロジェクト実施企業と機関の活計税収政策についての通知」に従

って不動産税と城鎮土地使用税政策を施行する。国家産業構造調整指導目録にリストアップされた推奨類の投資項目の自社用輸入設備に対しては、国発（1997）37号通達「国内投資項目に対し免税できない輸入商品目録」にリストアップされた商品以外のものであれば、輸入関税と増値税を免除する。林業企業の海外進出を推奨し、資金、貸し出しなどを支援する。ただし、国家の関係税収政策が変更された場合、林業産業に対し新しい税収政策を施行する。

38. 国による林業リーディングカンパニーの支援政策を実施、改善する。林業企業による国際市場の開拓能力の向上を支援し、国により定められた中小企業による国際市場開拓資金の使途と使用条件に合致した林業企業に対し積極的な支援を行う。林業リーディングカンパニーが資本市場から調達された資金で生産の拡大を推奨する。条件に合ったリーディングカンパニーの国内資本市場への上場を支持する。

39. 国内向けの早生多収穫用材林、貴重樹種用材林などの基地建設ならびに森林防火、生物災害防除、林木種質資源保存利用、林木良種の選定、繁殖、普及、使用に対し、国が積極的に支援する。国家の東北伝統工業基地振興戦略の実施に合わせ、東北、内モンゴルの国有林区にある森林工業産業の調整ならびに林業リーディングカンパニーの発展に政策的な支援を優先する。

40. 育林基金管理方法を改革する。育林基金の徴収標準を合理的に制定し、林業生産経営者に漸次的に還付し、林業生産の発展に充てる。林業信託基金制度を検討する。

41. 政策性銀行は業務範囲内で、林業の特徴に合った金融サービスを積極的に提供し、林業への貸付期限を適宜に延長し、林業プロジェクトに積極的な支援を与える。国家開発銀行は早生多収穫用材林と工業原料林基地建設プロジェクトに対し、南北の林木成長周期の差異を考慮し貸付期限を12-20年とする。貴重樹種の造成に対し実情に基づいて定める。経済林とその他栽培業、養殖業および加工業のプロジェクトに対し、貸付期限を10-15年とする。中国農業銀行は林業リーディングカンパニーに対し貸付期限を1-5年とし、最長8年とする。早生多収穫用材林、工業原料林、経済林ならびにその他栽培業、養殖業、加工業プロジェクトに対し、一般的に5年、最長10年とする。なお、具体的な貸付期限についてはプロジェクトの実情に合わせて企業と協商して確定できる。

42. 林家と林業職員個人を対象とする小額貸付および林業小企業貸付の支援仕

組みの構築を検討する。貸付条件を適宜に緩め、貸付手続きを簡便化する。林権担保貸付を含め、林業産業の特徴にあった貸付融資業務を積極的に展開する。

43. 利子助成の支援を強化する。中央財政は林業リーディングカンパニーの栽培業、養殖業、林産物加工業の借り入れ、各種経済実体による工業原料林造成の貸し金、山間地総合開発の貸し金、林業試験場（苗圃）と森林工業企業による多様経営の貸し金、林家と林業職員個人による林業資源開発の貸し金に対し、関係規定に基づいて利子助成を行う。総投資額 5,000 万元以上の早生多収穫用材林基地建設ならびに 3,000 万元以上の天然林資源保護プロジェクトの実施により生産転換の項目に対し、基本建設貸し金の中の中央財政利子助成資金で支援する。各地方も実情に従い適当な支援を行う。

44. 信用担保機構の役割を積極的に発揮し、多様な林業信用貸付担保仕組みの構築を検討する。各レベルの政府は適所適法で林業担保の展開を支援する。

45. 政府支援型林業保険の仕組みの構築を積極的に検討する。林業保険コストの削減、林業産業プロジェクトのリスク対応能力の増強を図るため、関係部門と共同で、各レベルの政府による林業の栽培業と養殖業の保険に対し保険費助成の試験的な展開を検討する。

46. 森林、林木、林地の使用権の取引ステーションを設立し、森林、林木、林地の使用権の取引を推進する。林業貸金の借主が森林、林木、林地の使用権を担保物として銀行への借り入れを推奨する。

47. 市場経済体制と分類経営の要求に従い、森林資源伐採管理制度を改善する。人工商品林、特に工業原料林の伐採管理をさらに緩和し、伐採上限と伐採年齢を経営者により法規に基づいて策定された森林経営方案により確定し、経営の自主権と林木処置権を十分に保障する。

48. 科学技術による産業開発の支援を強化し、新興産業の発展のための科学研究、技術開発、成果転化、普及を助成する。生物産業を主とする先端、新興技術産業の発展を推奨し、企業の科学技術創出ならびに産学研一体化を促進する。先進的な技術と生産工芸を積極的に導入し、実用技術と科学技術成果の普及に力を入れる。

七、行政政策

49. 政府の機能を十分に発揮し、産業へのサービスの能力とレベルを絶えず高める。企業と政府との交流ルートを疎通し、発展中の重大リスクを回避し、産業発展のため有利な環境を造る。林業主管部門は「行政許可法」により付与された業界管理機能を厳格に履行し、木材、竹材の経営加工、野生動植物および製品経営利用などの市場参入制度を実施する。中大手林業加工企業の原料林基地建設に対する評価を強化し、外国資本を利用した工業原料林基地の造成では一定の比例範囲内に抑えなければならない。

50. 経営者への市場、生産要素などの情報サービスを提供する施設の建設を推奨し、政府による政策情報のサービス機能を強化する。

51. 林業コンサルタント、規画評価機関、業界団体などの仲介組織、各種専門協力組織による生産者への原料、生産から、販売、消費までの全過程サービスの提供を支持する。

52. 木材資源の多ルート供給の保障仕組みの構築を検討し、国際貿易、自然災害などのリスクによるわが国の林業産業の発展への影響を減少する。

53. 実用技術訓練体系を構築し、林業産業の従事者に対する技能訓練を強化する。技能資質証書制度を積極的に推進し、林業生産経営者の全体素質を高める。

54. 林業関係法規を健全化し、林業産業発展規画の化学性、指導性を高める。科学的管理を強化し、法律に則って行政職務を執行する。国家経済安全、生態安全、国際公約の履行、重大な環境影響に関わる製品に対し、法律に基づき管理とコントロールを行う。
